

社会福祉法人淡路島福祉会 役員等の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人淡路島福祉会（以下「法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

(役員等報酬)

第2条 法人の役員等報酬は、支給しないものとする。

(費用弁償)

第3条 役員等が、理事長の指示又は理事会の委任を受け下記の法人業務を行う場合、次の通り費用を弁償する。但し、その所得税法に基づいて計算を行った税額を加味して支給する。なお、役員等が当法人の施設長等の施設職員の場合は支給しない。

(1) 理事会及び評議員会等に出席した場合 8,000円

(2) 監事が、監査を実施した場合 8,000円

2 交通費の実費が前項の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第5条 この規程の実施に関し必要な事項は、評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年5月26日から改正施行する。

この規程は、平成30年12月19日から改正施行する。